

別紙

## 会議室をご利用の主催者様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議室を利用する場合は以下の対策を実施するようご協力をお願いいたします。

### 《接触感染対策》

- 接触感染の抑止には、手指を清潔に保つことが重要です。会議参加者に対して、せっけん等を用いた流水による手洗いや手指消毒を実施するよう促してください。

### 《飛沫感染対策》

- ・飛沫感染の抑止には、呼気による飛沫を制御することが重要です。「三密の回避」、「十分な換気」を行ってください。
- ・換気の効果を打ち消さないためには、三密を適切に回避することが重要です。換気が追いつかなくなるよう各会議室の定員を遵守してください。

### 《健康管理対策》

- 会議参加者に対して、適切な健康管理を促してください。特に以下のような感染が疑われる症状を有している場合は参加しないよう呼び掛けてください。
  - 発熱（平熱＋1度以上）
  - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛、味覚及び嗅覚障害など

### 《マスク着用の取扱い》

- ・マスクの着用については、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「…個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、…一定の場合にはマスクの着用を推奨する」と決定されました。
- ・詳細は、「[マスク着用の考え方の見直し等について](#)」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）をご確認ください。

※ ○の項目については、参加者にも事前に周知するようお願いいたします。

注：この内容は、令和3年11月25日付け新潟県の要請及び公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」([令和5年3月3日改訂版](#))を参考にまとめたものです。